

和東町史編さん事業

資料調査報告書

第3号



相楽東部広域連合教育委員会

令和5年3月

目 次

ごあいさつ	1
1 史料紹介 安積親王和束墓勘註	2～11
解題	2
史料翻刻	3～10
宮内庁宮内公文書館所蔵安積親王和束墓関連公文書の考古学的意義	11
2 和束の歴史講座 3 概要 菱田哲郎 明らかにしてきた和束の古墳	12～13
3 和束の歴史講座 4 概要 岸 泰子 和束町の歴史的建造物ー寺社建築を中心にー	14～15
4 町史編さん室から	16

表紙写真 伝・安積親王和束墓（昭和30年頃）

ごあいさつ

和東町民の皆様をはじめ、町史関係者の皆様には、日ごろから、和東町史編さん事業の推進に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和4年(2022年)6月29日付で和東町史編さん委員長を拝命いたしました。前任の西本氏に引き続き、御指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、編さん準備段階から尽力してこられました尾野和弘副室長が退職されました。新しく岡西純次主任を迎え、新体制で令和8年度の町史刊行に向けて、事業を進めてまいります。

町史の編さんは、地域社会における「人づくり」の一環であり、町史編さん事業が、町おこしとなり、町の活性化につながることに期待の高まるところです。

和東町史編さん室では、本年度も、引き続いて文化財等の現地調査、歴史資料の収集と調査整理・保管に努めるとともに、講演会・古文書講座等を開催しました。また、旧4小学校の思い出を伝える写真集の作成、広報『れんけい』への「編さん室だより」の掲載、ホームページの更新など、事業の成果を広くお知らせすることにも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、編さん事業の具体的な内容について紹介する目的で、令和3年度から刊行を始めた『資料調査報告書』は、本号で第3号となります。本号では、宮内庁が所蔵する安積親王和東墓の選定過程に関する史料を紹介しています。ご熟読いただき、和東の歴史にとって重要な遺産である安積親王和東墓についての理解を深めていただければ、ありがたく存じます。

この間、調査にご協力いただきました各区長様をはじめ、ご所蔵の資料を提供いただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。引き続きまして、より一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、第3号発刊に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

令和5年(2023)3月

和東町史編さん委員会

委員長 岡 田 善 行

1 史料紹介 安積親王和束墓勘註

解題

(文責：渡邊)

1、資料閲覧の経緯

安積親王和束墓(太鼓山古墳)に関する歴史的資料は和束町には、ほとんど残っておらず、古墳に関する詳細は一切不明でした。ところが、現在、宮内庁は所蔵資料のデジタル公開を進めており、公開されている資料の中に安積親王和束墓に関するものもあるという助言を京都府立大学准教授で町史編集委員の諫早直人准教授から受け、編さん室として安積親王和束墓に関する資料を宮内庁宮内公文書館で閲覧しました。閲覧した資料はホームページで公開されている「光仁天皇々后井上内親王宇智陵、笠間山陵、聖武天皇々子安積親王和束墓、嵯峨天皇々女有智子内親王墓」、「聖武天皇皇子安積親王和束墓勘註」の2点と未公開の「帝室例規類纂 明治十二年 卷三十二」の1点です。3点を閲覧した結果、安積親王和束墓治定(陵墓に葬られた人物の特定)の経緯が明らかとなりました。重要な資料ですので、3点の資料中の安積親王和束墓に関する部分を翻刻して掲載しています。

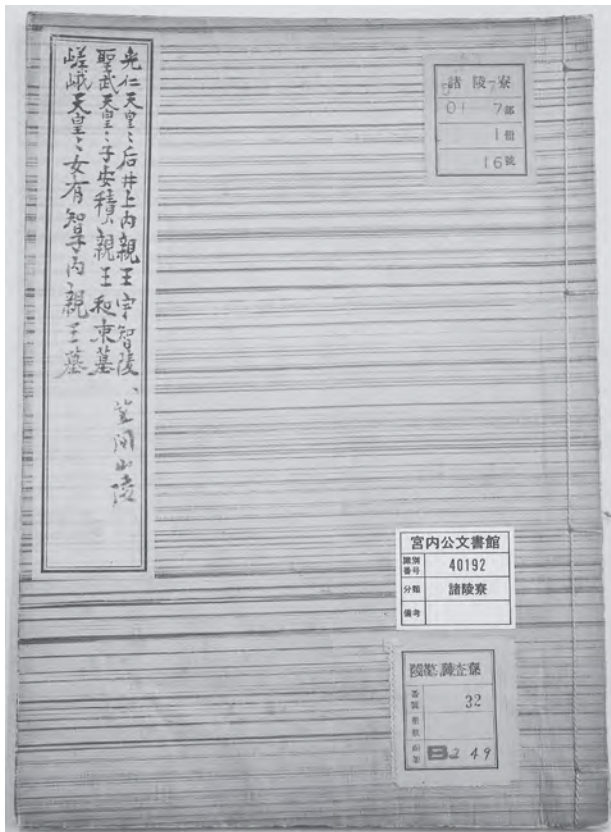
翻刻文では便宜上、資料3点に上述の順で1～3の番号を付けています。また、3点の資料は、いずれも他のいくつかの資料を写して1冊の冊子にまとめたものであることから、写された資料ごとに枝番もつけています。3点の資料には内容の重複も見られます。重複している部分については初出のもの以外は省略しています。

2、資料の内容と考察

資料1は、『続日本紀』と『万葉集』の安積親王に関する部分が写され、安積親王和束墓治定に関する概要も書かれています。概要から、明治11年(1878)12月に太鼓山(資料中では神上山)を茶畑にするため頂上を掘ったところ、平石などが出土し、調べていくと安積王墳と書かれた絵図が発見されたことから、それが根拠となって安積親王和束墓に治定されたことがわかります。資料2は、安積親王和束墓治定に関する和束や京都府の事務資料が手書きで写されており、大正12年(1923)の関東大震災で焼失した資料を探索して写したことも末尾に書かれています。提出された絵図の写しも2点あります。山を掘ったのは釜塚村の人で、提出された絵図は中村と白栖村にあったことがわかります。資料3は、ほとんど資料2と同じ内容ですが、手書きではなく活字で印刷され、絵図も3点あります(報告書では画像割愛)。木津警察署巡査の資料や安積親王和束墓に当たる部分の土地買上に関する宮内省と内務省のやり取りの資料も写されています。

安積親王和束墓治定の根拠は絵図だったのですが、この絵図の実物は現存していません。また、この絵図には椿井文書(椿井政隆によって創作された江戸時代の偽文書)の疑いがあります。考古学的見解では、太鼓山古墳は形状が古墳時代の円墳で、安積親王の奈良時代とは合わないという問題もあります。太鼓山古墳が古墳であることは間違いなく、治定の経緯も明らかとなりましたが、安積親王の墓であることの根拠は曖昧です。

史料翻刻



1

(表紙)「光仁天皇々后井上内親王宇智陵、
笠間山陵

聖武天皇々子安積親王和東墓
嵯峨天皇々女有智子内親王墓」

聖武天皇皇子

安積親王和東墓

続日本紀天平十六年閏正月乙亥^{十一}天皇^{聖武}行幸難波宮、以_レ知太政官事從二位鈴鹿王・民部卿從四位上藤原朝臣仲麻呂_レ為_レ留守、是日安積親王緣_レ脚病_レ從_レ桜井頓宮_レ還、丁丑^{十三}薨、時年十七、遣_レ從四位下大市王・紀朝臣飯麻呂等_レ監_レ護葬事、親王天皇之皇子也、母夫人正三位縣犬養宿祢廣刀自、從五位下唐之女也

萬葉集^{三卷}天平十六年甲申春二月安積親王薨

之時、内舍人大伴宿祢家持作歌六首 按るに、この皇子の薨日ハ閏正月十三日なること続日本紀にみえたる趣にて明白なり、然るを本書に二月に^{カク}薨れ給ひし趣にしるせるハ御葬日の混したるものにて歌の旨意も御葬のことをよめるなることとし、かゝれハ此歌の左注に右三首二月三日作歌としるせる月日はすなはち御葬の日なることをしるへし 掛卷母綾爾恐之、言卷毛斎忌志伎可物、吾王御子乃命、萬代爾食賜麻思、大日本久邇乃京者、打靡春去奴礼婆、山辺爾波花咲乎烏里、河湍爾波年魚小狭走、弥日異栄時爾、逆言之枉言登加聞、白細爾舍人装束而、和豆香山御輿立之而、久堅乃天所知奴礼、展転泥土打難泣、將為湏便毛奈思 反歌 吾王天所知牟登不思者、於保爾曾見谿流和豆香蘇麻山 足檜木乃山左倍光咲花乃、散去如寸吾王香聞

右三首二月三日作歌

按るに、この御墓ハ山城国相楽郡白栖村・別所村の境なる字神上^{カムシヤウ}とよへる小山の上にあり、高さ七尺許・周囲二十丈許なる円墳なりさるを此地の持主かかゝるかしこき御墓なりともこゝろえさりしにか畑地にひらかまほしとて明治十一年の十二月にかのいたゝきを堀崩しけるに平なる石一枚露出たれば、こは学校に^{タテマツ}献らんものとて、まずく堀もてゆきしに其平なる石の隅に四尺許なる石垣のことき状したるか露れいて、かつ土器の片破などの出つるにうち驚きて里老らにとひたゝしけるに、それか中にいへらく、某家に和束・瓶原両郷の絵図なんある、それかりて見よといふまゝにかりて

関るに原図ハ元禄十六年にかけるものなる
 を天保二年に模写せる図にて其絵図面に白
 栖村の東方に小山を画て安積王墳とする
 し、其西南にいさゝか小高き山を画てアツ
 ミ山と記さるかあり、其山ともの在所を今
 の地理にてらし合するに安積王墳と記せる
 山は、いま神上とよへる地にあたり、其西
 南につゞける小高き山ハ、アツミ山と記せ
 るにあたれりとそ、今実地に就きて地勢を
 絵図に合せ按るに、まことに上にいへるか
 如く、かつ木屋、^{コヤ} 杣山、^(ママ) 撰原、^{エル(リ)} 下島、南、^{ハラ}
 釜塚、中、門前、湯船、原山、園、別所、
 白栖、石寺、田村新田等の十五ヶ村を今に
 和東郷とも和東杣之莊ともよひ来れるも、
 かの万葉集に和豆香山あるハ和豆香蘇麻山
 などミえたるにいとよくかなひてきこえたり、
 ハた此皇子の御名ハ安積と^{アサカ}なへ奉る
 へきをアツミとよへるハ俗訓に訛れるもの
 なから猶あやまれるまゝにて、いにしへを
 あかすにもたりぬへきものそ

【資料1について】

書陵部所蔵資料目録・画像公開システム
 で閲覧可能な資料です。(https://shoryobu.
 kunaicho.go.jp/) なお、翻刻文では縦書
 の資料を横書にしています。

『続日本紀』や『万葉集』を写し、考察
 も書かれています。『万葉集』の「和豆香」
 は「和東」であるという考察や、「アツミ山」
 について「安積」を「アツミ」と呼んでい
 るのだろうという考察が見られます。



2

(表紙)

「聖武天皇皇子

安積親王和東墓勘註」

(1 と同一文省略)

(朱書)
「戸第千七百六十五号」

2—1

安積王墳墓之義ニ付上申書

当府下相楽郡第五区白栖村民有山地字神上
 ト申処、開発致度趣ニテ該山頂上堀崩シ候
 処、一ツ之平石見当リ候ニ付、村方所有之
 古絵図熟覧候処、該山ニ当テ
 安積王墳墓ト明記有之旨ヲ以、別紙之通届
 出候、右王之御墓ハ同村辺ニ有之目適ニテ
 兼テ御取調相成候場所ニ而、正敷右王之墳
 墓ト被存候間、書面并古絵図相添致上申候、

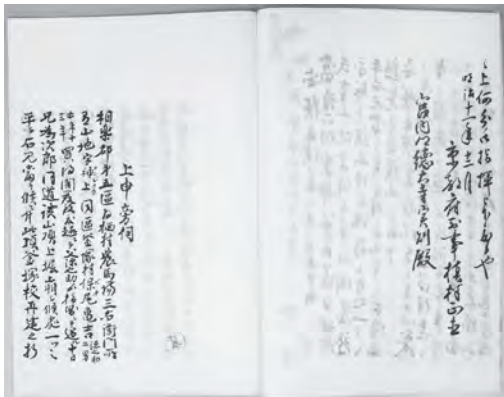
尤右場所之義ハ堀開之俣ニ致置候条、至急御詮議之上何分ノ御指揮被下度候也

明治十一年十二月

京都府知事榎村正直

宮内卿徳大寺実則殿

2-2



上申旁伺

相樂郡第五区白栖村農馬場三右衛門所有山地^{カンジョウ}字神上、同区釜塚村^{ボオ}保尾龜吉^{源之助二男}買得^{本年十三年}開發致度趣ニテ父源之助^{源之助二男}方指図ニテ過ル十日兄為次郎同道該山頂上堀崩シ候処、一ツ之平ラ石見当り候ニ付、此頃釜塚校再建之折柄、幸入用ニも可相成ト存、堀起シ候処、其平石之跡西北之隅ニ於テ凡方四尺計リナル石垣ノ一隅ヲ見認メ且ツ土塊中^ワ方土器小毀シ出候ニ付、恐懼仕、早速帰宅、父源之助ヘ其由申通シ候処、源之助於テハ怪敷存、近村之中古老等ニ尋合セ候処、伝説区々之中、隣村中村ニ和東・瓶原兩郷古絵図所持之者有之趣聞込ミ、早速借受一見候処、該山ニ当ッテ 安積王墳ト明記有之ニ驚キ其旨別紙之通龜吉方届出、別所・白栖兩村於テも取調候処、白栖村所有之古絵図面ニも同様明記有之、旁是亦届出且警察署方も巡查景況書ヲ以照会有之、依テ實際取調候処、

右龜吉申出之義ハ相違無之、就テハ現場目擊之上、篤ト調査仕候処、抑該山義ハ往古ヨリ白栖村々中持之山地ニ候処、明治初年頃^{但該山惣反別凡老町老反老畝歩余目今開拓ノ場所反別}方該山之麓追々茶畑ニ開^{三反八畝歩余}發

爾後、各自私有売買等仕来リ、然ルニ地租改正之際至リ該山地峯通リヲ以、白栖・別所兩村ニ界ト相定メ即チ東西兩村ニ跨ル、而メ該山ハ格別嶮岨ニも無之、一ノ小山ニ^{生スルモノ小松小笹雜草等也}メ西南及東方・東北ノ三方ハ即チ別所村・白栖村及隣村釜塚村等ノ耕地ヲ以テ囲ミ、西北ハ別所・白栖兩村界ノ山地ニ連続ス、該山ノ南西ニ当リ脈ヲ該山ト相通シ亦一ノ小山アリ即チ絵図面中 アツミ王山ト有之处ニアタル、而メ該山乃神上山ハ麓ヨリ登ル事大凡半町許ニメ巔キトナル、其頂上凡拾坪計リ一層小高キ処アリ、而メ其西南ニ向フ処ニ於テ平均式坪計リ少シク凹カナル処アリ即チ龜吉并為次郎開發仕候場所ニ付、篤ト実見仕候処、広サ凡半坪計リ、深サ凡式尺許堀崩シ其中^{堅三尺余横式尺計リ厚サ七八寸}ニ平ラ石有之、其西北之隅ニ於テ乃チ積ミ疊ネタル石垣ノ一隅相見ヘ但裏面内部方其隅ヲ見ルナリ、而メ頂上表面方此石垣ノ上ハ際ハ迄ハ凡五尺余粘土耳ニ有之候、就テハ保尾龜吉及白栖村方差出候絵図面ヲ以テ実況彼是照会推究仕候処、該山神上山ノ如キハ右絵図面ニ於テ安積王墳ト明記有之山地ニ的当仕、然レハ該山ハ正敷

皇子御墳墓之地ニ相違無之ト奉存候ニ付、不取敢戸長江申付、周囲ニ於テ新タニ竹柵取構、柵外ニハ猥リニ立入ヲ不許ト認メ不取敢建札仕、尤其開堀仕候辺ハ聊カノ場所ニハ候得共、若シ雨水等浸入候テハ不相濟

義ニ付、不取敢杉板ヲ以、屋根取繕イ仕、
取締之義ハ戸長へ申付、警察署へも巡查看
護之義照会仕置候、依テ保尾亀吉及村方戸
長方之届書并絵図面・土器共相揃へ且概略
見取絵図相添、不取敢此段上申仕候

一、本文保尾亀吉開発候場所ニ於テハ正敷
皇子御墳墓ニハ相違無之ニ付、本文上申仕
候、就テハ右開発ノ跡修理之義ハ於支庁如
何取計候テ可然哉奉伺候、至急何分之御指
揮被下度候也

(仙)
童儼房支庁

明治十一年十二月廿日

宮崎清風㊞

「略図」



「古図ノ写」



(注)
2—3

御届書

相楽郡第五区釜塚村

保尾亀吉

私シ等兼テ畑

地開墾望ニ御座候而、同区白栖村所属字大
カンジヤウト称候小山買得仕、就キテ地味
肥瘠掘返シ試験可致等、父ナル者ヨリ被申
付、依私シ兄為次郎罷越見廻り候中（央）
ニ小高キ所少々中窪メル景況ニ不図、鍬（ヲ
入レ不識々々）掘込ミ候処、平石見当り現
今当小学校再建之際、石入用之義兼テ承知
致居義ニ付、掘出シ候処、方四尺計ナル石
垣見認（メ且土塊ニテ土）器之小破レ少々
有之、旁以恐懼仕、（直）ニ逃（返リ）、事（柄）
首尾物語仕候ニ付而者、父ナル者モ怪敷存
シ該地之原因、村老始メ隣村老共へ事情尋
問ニ被及呉候処、異説区々ニシテ判然不仕、
然ルニ隣村中村ニ古絵図所持之者有之、一
時借り受熟覽致候処、豈図ラン 安積王之
御墳ト記載明瞭ナルニ恐懼、不取敢、図面
写取相添、此段御届奉申上候也

相楽郡第五区釜塚村

明治十一年

保尾亀吉㊞

十二月十七日

戸長

澤樹徳兵衛㊞

京都府知事榎村正直殿

注：2—3の丸括弧内の文字は虫喰部分を3—3
から補った。

2—4

安積王墳墓之義ニ付上申書

（2—1と同一文省略）

(朱書)

「書面墳墓之儀ハ安積皇子^{アサカ}和束墓^{ワツカ}ニ候条、
自今墓掌丁差置、取締可致、尤兆域見込相
立、発掘之場所ハ元ノ如ク取締ヒ周囲木柵
建設ノ見込ヲ以、目論見帳・絵図面取調、
更ニ可伺出事

但、墓掌丁申付候ハ、人名・族籍・年齢
等詳細可届出事

明治十二年一月十一日印

幸便飛脚ヲ以、差立方、郡村掛へ
依頼置」

記

一笠置山古畳陣図 壱

一飯尾山医王教寺図 壱

一泉杣莊四至封疆図 壱

右相楽郡中村北徳次郎所持之趣

一^{和束}_{瓶原}両郷之古絵図 壱

右同郡白栖村持

右頭書古絵図、昨十一年十二月安
積王御墳墓発見之際、於元支庁借
り上ケ相成居候处、用済ニ付、下
ケ戻候条、夫々江下ケ渡、所持人
等ヨリ請書為差出、早々相送り有
之度候也

京都府

十二年十月廿四日

戸籍掛

相楽郡第五組

戸長へ

追而、泉杣莊四至封疆図面之義ハ
北武三所持品之处、保尾龜吉ハ該
人へ証書差入借受相成居候趣ヲ
以、過ル八月下渡相成度旨申立居
候間、其心得ヲ以、下被渡方取計
有之度、此段申添候也

右絵図ハ元禄十六年にかけるものなるを天
保二年に模写せるものなり 邑之もの之談

2—5

安積親王御墓勘註保存候处、大正十二年九
月一日の震災ニて焼失相成候ニ付、処々探
索候处、足立前諸陵頭遺宅ニ勘註の一部所
持有之ニ付、謄写せしめ保存置候处、陵墓
録取調の際、図らすも当時の記録散見相成
候ニ付、影写せしめ足立家所蔵分と一括致
し候て完本相成候ニ付、保存致し置候也

昭和三年二月十五日

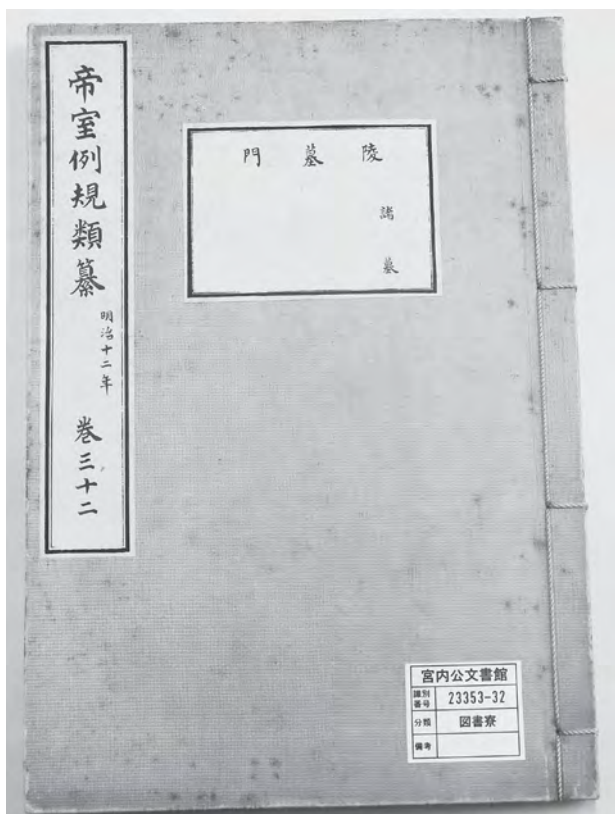
臨時宮内省御用掛

外崎 寛[㊦]

【資料2について】

書陵部所蔵資料目録・画像公開シス
テムで閲覧可能な資料です。(https://
shoryobu.kunaicho.go.jp/) なお、翻刻文
では縦書の資料を横書にしています。

安積親王和束墓治定についての主な事務
資料が写されており、明治11年(1878)
12月10日に太鼓山が掘られ、実際に治定
したのは明治12年(1879)1月に入っ
てからだということが分かります。宮内省か
ら墓掌(墓守)を置くことが指示されてい
ますが、和束町に残された古文書によれば、
山を掘った保尾さんが墓掌に任命されてい
ます。



3

(表紙)

「帝室例規類纂 明治十二年 卷三十二」
(朱書)
第三十四号

京都府下安積王墳墓決定ニ付墓掌丁付置取

締方<sup>明治十二年
一月十一日</sup>

3—1

安積王墳墓之儀ニ付上申書

(2—1 と同一文省略)

3—2

上申旁伺

(2—2 と同一文省略)

3—3

御届書

(2—3 と同一文省略)

3—4

上申書

相楽郡第五区<sup>白栖村
別所村</sup>

右両村境界之所ニ是迄白栖村馬場三右衛門
所有之小山地有之候処、方今同区釜塚村保
尾亀吉ナル者へ売渡之約定致候、然ルニ該
山地開拓可致心組カ堀被返候処、上中ヨリ
石垣形之处一隅相見へ候噂有之ニ付、直ニ
見認候処、相違モ無之、就テハ此旨上申仕
置候処、本日御出張之上、古証書之類有無
御尋ニ預リ、依之、村内取調候処、白栖村
ニ別紙絵図面相添、此段奉上申候、以上

右区白栖村

戸長

明治十一年十二月十九日

渡邊傳左衛門

同区別所村

池田治兵衛

京都府知事榎村正直殿

3—5

景況書

一、相楽郡第五区白栖村之内字大勘定ト申
山地之如キハ村内之者目シテ安積塚ト称シ
居候得共、何ノ所以ヲシテ塚ト称シ候哉原
由了知シタル者敢テ無之、然ル処、古来ヨ
リ村中持ニテ同区別所村へ宛山ニ御座候
処、明治五年頃ヨリ売払ニ相成、其後同区
白栖村馬場三右衛門ナル者買請仕、当今迄
所有罷在候処、本月上旬頃右山地并ニ同所
ニ開墾之畑有之、則合シテニヶ所地価金貳
拾円計リニ同区釜塚村源之助ナル者へ売
渡、然ル処、本月十日頃同人右山地掘崩シ
ニ掛リ候処、別紙粗図面之如ク堀崩シ有之

候、就テハ形態不仕候得共、大ナル石垣之
塚ナル者顕出仕居候ニ付、不取敢景況書ヲ
以、此段上申仕候也

木津警察署第五分署詰

三等巡查

明治十一年十二月十五日 野村孟證

袋上書

「安積王墓地図」

「山地白栖村領字大勘定ト申所」

「安積王墓地測量地坪之図」

「略図」

3—6

京都府下山城国相楽郡白栖村安積親王御墓
兆域等之儀ニ付、同府ヨリ別紙甲印之通伺
出候ニ付、内務省へ及照会候处、別紙乙印
之通回答有之候、就テハ同国同郡同村・別
所村両村属地ノ内民有地山反別六拾五坪六
分五厘代価金六拾五錢七厘ヲ以、於当省買
上申度、仍テ書類絵図面相添、此段相伺候
也

明治十二年四月十八日 宮内卿徳大寺實則

太政大臣三條實美殿

朱書

伺之趣聞届候事 (陵議)

明治十二年四月廿三日

内 務 省

別紙宮内省伺 安積親王御墓地所買上之儀
聞届候條、成規ノ通渡方可取計、此旨相達
候事 (宮公)

明治十二年四月廿三日 太政大臣三條實美

3—7

(朱書)

「甲印」

安積王御墓兆域木柵御門建設之儀ニ付
上申書

当府下山城国相楽郡第五区白栖村安積王墳
墓之儀ニ付、昨十一年十二月戸第千七百六
拾五號ヲ以伺出候处、右周圍木柵建設之見
込ヲ以、目論見帳・図面相添可伺出旨、本
年一月十一日附ヲ以御指揮ニ付、則建設入
費目論見相立候处、金四拾五円九錢六厘ニ
相成候、兆域地之儀モ地所買上相当代価取
調候处、是又金六拾五錢七厘ニ有之、依テ
別紙并絵図面共相添相伺候條、何分之御指
揮有之度、此段申出候也

十二年三月十三日 京都府知事榎村正直

宮内卿徳大寺實則殿

朱書

書面之趣聞届候條、目論見高金四拾五円九
錢六厘ヲ以、凡目的ニ著手致シ落成之上精
算牒可差出、囲込地所民有山反別六拾五坪
六分五厘代価金六拾五錢七厘ハ当省ヨリ下
渡可申、尤地種編入方之儀内務省へ可申出
事

明治十二年四月廿八日

記

一金六拾五錢七厘 民有山反別六拾五坪
六分五厘

老反歩ニ付金三円

右ハ山城国 安積王御墓兆域地民有地ニ係
ル分買上代

右之通相違無之候也

明治十二年三月

京 都 府

3—8

(朱書)
「乙印」

京都府下山城国相楽郡白栖村 安積親王御
墓木柵建設ニ付、民有地買上方之儀ニ付、
同府書面添御照会之趣承知致候、当省ニ於
テ差支之筋無之候間、其筋へ御上請相成度、
此段及御回答候也

十二年四月十七日 内務卿伊藤博文
宮内卿徳大寺實則殿

追テ御差越之書面・図面共及御返附候也
京都府下山城国相楽郡白栖村 安積親王御
墓木柵建設ニ付、地所買上之儀、別紙之通
同府ヨリ伺出取調候処、申立之趣不得止次
第二相聞候間、聞届之見込ヲ以、太政官へ
可及上申存候、於貴省御指支之廉無之哉書
類相添、此段及御照会候也

明治十二年四月一日 卿 代 理
内務卿宛

追テ御回答之節、書類并絵図面共御返却
有之度候也

【資料3について】

この資料は、他の2点と違って宮内庁の
ホームページで公開されていません（2023
年3月27日現在）。なお、翻刻文では縦書
の資料を横書にしています。

安積親王の墓に当たるとされた部分の買
上に関する資料が写されており、当時の内
務卿伊藤博文や太政大臣三条實美の名前も
登場しています。宮内省が買上げた場所
は65坪6分5厘の範囲で、金額は65銭7
厘だったことが分かります。山全体ではな
く、山頂の部分だけが買上げられたわけで

すが、そのことによって現在のような周囲
を茶畑に囲まれた古墳になったのです。



太鼓山古墳（安積親王和束墓）
（2023年3月1日和束町役場より撮影）

宮内庁宮内公文書館所蔵安積親王和束墓関連公文書の考古学的意義

和束町の中心、正確には旧中和束村別所と旧西和束村白栖の境に位置する「安積親王和束墓」は、茶畑の中にぽつんと浮かぶ独特の景観もあって、和束町を訪れば誰もが目にする、町を代表する文化遺産の一つです。同墓は聖武天皇の第二皇子である安積親王（728-744 年）が葬られた墓として 1879 年（明治 12）以来、宮内省（現宮内庁）の管理下にありますが、京都府の遺跡地図では「太鼓山古墳（伝安積親王墓）」となっているように、古墳時代の円墳である可能性が高いと考えられてきました（菱田 2015 など）。しかしながら陵墓内への一般の立ち入りは禁じられていて、宮内庁によって公開されている 1927 年（昭和 2）の測量図（図 1）以外の情報がなく、古墳としての積極的な評価が難しい状況にありました。

今回、宮内庁宮内公文書館が所蔵する安積親王和束墓関連公文書のデジタル公開がきっかけとなって、当時の文書類の悉皆的な調査がおこなわれた結果、安積親王和束墓治定の詳細な経緯にくわえて、同墓を古墳として理解する上での重要な手がかりが得られました。具体的には当時、高さ 2.1m（7 尺）、円周 60.6m（20 丈）、直径でいうと 19m の円墳であったこと、墳頂に直径 6.5m（10 坪）ほどの平坦面があり、そこから 0.6m（2 尺）ほど掘り返したところ、長さ 90cm（3 尺）、幅 60cm（2 尺）、厚さ 21～24cm（7～8 寸）の平石が出てきたこと、その西北隅に一辺 1.2m（4 尺）ほどの石積み（石垣）がみつかったこと、それらを掘り返す際に土中から土器が出土したこと、などです。

出土状況からみて平石は竪穴式石槨や横穴式石室の天井石の一部と考えるのが妥当です。埋葬施設の形式は何であったのか、出土したとされる土器は土師器なのか須恵器なのかといったことまではわからず、公文書の記載から細かな時期を絞り込むことが難しいですが、墳頂部にあったとされる平坦面や平石のサイズからみて、横穴式石室よりは竪穴式石槨の可能性が高いのではないかと推測されます。和束盆地の古墳の多くは、現在の和束天満宮周辺、旧東和束村に分布しているため、それらと離れて位置する単独丘陵に築かれた「安積親王和束墓」が確かに古墳時代の円墳であることを公文書からも裏付けることができた点は重要です。

最後に、本公文書が 2022 年 1 月にデジタル公開されたことを教えてくださった宮内庁書陵部の土屋隆史氏に心より感謝申し上げます。（諫早直人）

参考文献

宮内庁書陵部陵墓課 2014『陵墓地形図集成（縮小版）』学生社

菱田哲郎 2015「和束川流域の古墳」『和束地域の歴史と文化遺産』京都府立大学文学部歴史学科

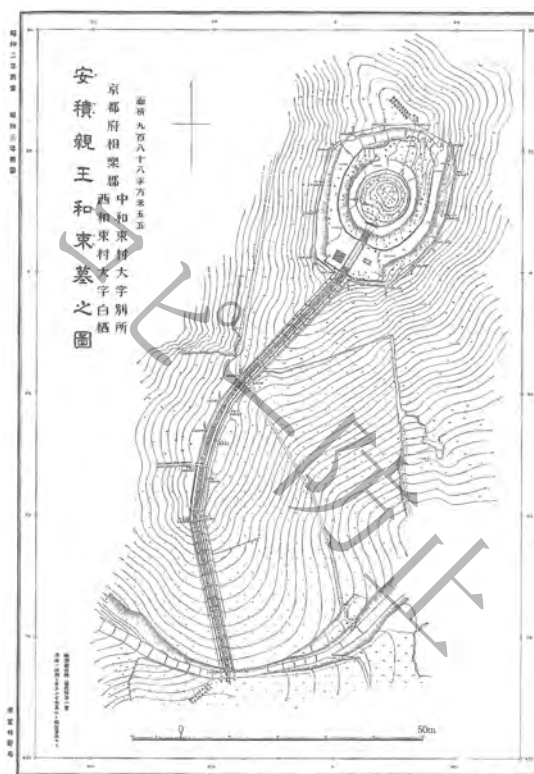


図 1 安積親王和束墓（太鼓山古墳）測量図（宮内庁書陵部 2014 より転載）

2 和東の歴史講座3 概要「明らかになってきた和東の古墳」



第3回歴史講座は令和2年(2020)12月6日に開催し、編集委員である京都府立大学の菱田哲郎教授に「明らかになってきた和東の古墳」と題して講演いただきました。

菱田先生は、町史編さん事業の一環として実施された、園の福塚古墳、撰原の坂尻古墳の測量調査の成果を中心に、あまり知られていない和東町内の古墳について、詳しく説明されました。

講座風景

【講演要旨】

和東町内には、すでに消滅したものも含めて11基の古墳があったといわれています。そのうち現在も見学できるのは、福塚古墳と坂尻古墳群です。

福塚古墳は、園の天満宮の西側にある円墳で、測量調査を実施し、同時にそれに伴う地表面の観察によって、埴輪片を採集することができ、古墳の年代が6世紀前半であることが確実になりました。和東では、最も状態のよい古墳の一つです。ということは、和東の歴史の一つの起点となるものと評価されます。

撰原の坂尻古墳群は、2基の円墳が接して所在しています。詳細な測量調査を行い、1号墳が直径12mの円墳、2号墳が直径11mの円墳であることがわかりました。時代は6世紀後半ころになるようです。横穴式石室が残っていて、1号墳は西南方向に、2号墳は西に向けて開口しています。このことから、坂尻古墳群は、おそらく和東谷の入り口を意識して造営されたものと推定されます。

続いて、現在は消滅している古墳について、説明します。

原山古墳は、福塚古墳に先行する5世紀後半の古墳で、甲冑や鏡、鉄刀や鉄鉾などが出土しています。近年、修理が施され、甲冑には、最新式の技法である鉾留めが使われていました。最先端の武器を入手し副葬できるような、有力者の古墳と推測されます。

園の大塚古墳は、旧東和東小学校の講堂建設により消滅した古墳で、実態は不明ですが周囲約90mあったとされます。福塚古墳や原山古墳に葬られた人の先祖にあたる人物の墓である可能性もあります。

門前の三本柿ノ塚古墳では、消滅時に京都府による調査が実施され、鏡や鉄剣、鉄鏃や須恵器などが出土しています。須恵器の年代から、5世紀末の古墳と判断されます。

中の二本一古墳や大杉古墳は、6世紀前半の古墳と推測されます。

このように、天満宮の周辺には、5世紀後半から6世紀前半にかけての古墳が集中して存在しており、この時期が和東が開発された時期にあたると考えられます。その要因は、大和から東国へ向かうルートの一つが和東を抜ける陸路で、このころ騎馬の利用も進んだことから、和東地域の交通路としての重要性が高まったためとみられます。このルートを押さえる豪族が現れ、古墳を造営したものと思われ、それが和東に古墳がつくられるようになった原因であると考えています。

他の古墳と離れて位置する坂尻古墳群は、大和から来たときに、和東谷の入り口に位置すると考えられ、古墳時代の交通路に接した位置にある可能性があります。時代は違いますが、坂尻古墳の対岸に位置する長井の弥勒磨崖仏も、同様に和東の入り口を意識して造営されたものだと思います。

白栖の太鼓山古墳は、明治11年（1878年）に聖武天皇の皇子の安積親王の墓と定められましたが、根拠はあいまいです。外部からの観察の限りですが、古墳時代の円墳だろうと思われます。

最後に、古墳という文化財のこれからの活用に向けて、現地に行って初めてわかることも多いので、現地での活用をはかること、特に後世に伝えること、子どもたちに伝えることが大切です、古墳は和東の宝です。

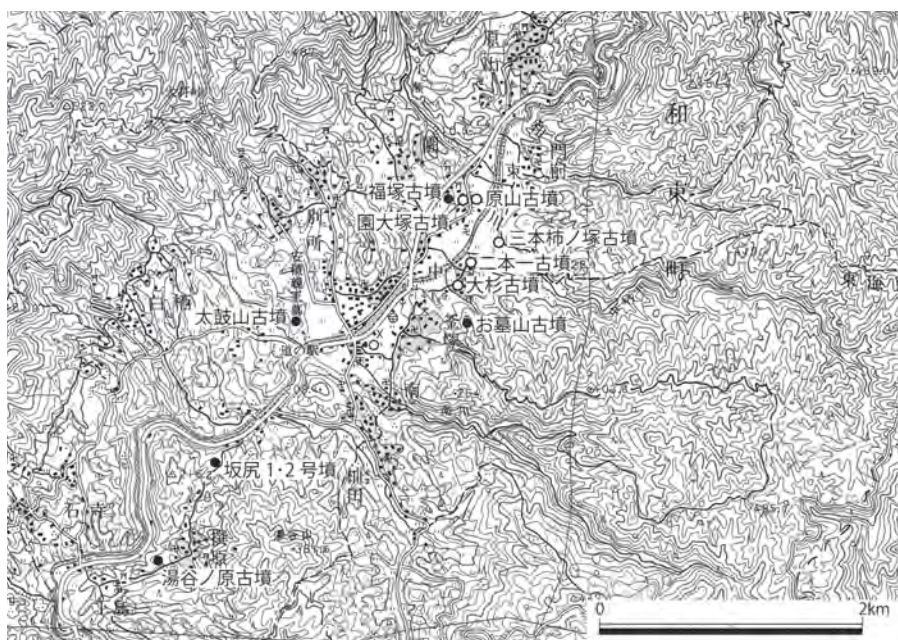


図1 和東町域の古墳の分布（●：現存 ○：消滅 背景は5万1地形図「奈良」）

今回の講演会には、コロナ禍にもかかわらず、堀町長をはじめ30名を超える参加があり、古墳人気の高さを感じ取ることができました。参加者からは、改めて和東町の古墳時代における地理的な重要性を理解できた、という声が多く聞かれました。町内に残る古墳を、どのように保存してかつ活用していくのか、住民とともに考えていく必要があると思いました。

3 和束の歴史講座 4 概要「和束町の歴史的建造物―寺社建築を中心に―」



講座風景

第4回歴史講座は令和3年（2021）12月19日に開催し、編集委員である京都府立大学の岸泰子准教授に「和束町の歴史的建造物―寺社建築を中心に―」と題して講演いただきました。講演は、町史編さん事業として実施された、寺院や神社の建物調査の成果をもとに行われました。岸先生は、建造物には、型式や技術・工法、意匠など建築そのものの歴史と、建造物があらかず地域や社会の歴史があり、和束町史では、建築から見る地域の歴史を記述したいと、調査に臨んでおられます。

【講演要旨】

歴史的建造物には、民家・公共建築と寺社建築とがあり、民家建築では茶畑景観の調査と合わせ、茶工場など主屋に付属する建物の種類や数から、和束の地域性や時代性が見えてきます。現在、各地区の民家を、皆様の協力を得て、調査中です。

今回は、寺社建築を中心に話をします。寺社建築からは、そこで実施される行事や建築にあたる大工の編成などを通して、地域社会との関係が明らかになります。寺院は、近年に建て替えられたものが多いようです。神社は、園の天満宮の他は、村（現大字）の神社で古いものが少ないと、感じられました。

続いて個別の寺社建築の説明をします。

園の天満宮の本殿は、国指定重要文化財になっていて、一間社流造、南北朝時代の貞和4年（1348年）の建立で、柱の面取りが広いこと、垂木の反りなどに時代の特色がでている中世らしい建物です。

境内にある春日神社は、江戸時代17世紀前期の一間社春日造の建物で、独特な海老虹^{えびこう}梁^{りょう}の形状や軒の構成に地域性がみられます。梅宮神社は同じく17世紀前期の一間社春日

造の建物、八幡宮は17世紀中期の一間社流造の建物で、いずれも一部に古風な様式や意匠を残しています。

湯船の白山神社は、明治18年(1885年)に建てられたもので、銅板葺きの一間社流造の社殿で、たいへん丁寧な造りの建物です。棟札が残っており、湯船の大工が棟梁を勤め、京都西の京や近江の大工が協働して作事にあたっていることがわかりました。

建造物は、たびたびの修理を繰り返しながら、現在に伝えられているので、古文書などから、過去の修理のことや、建物の歴史が分かることもあります。



春日神社を調査する岸准教授

天満宮では、それぞれの建物の名称の移り変わりがわかります。例えば本堂の前の建物は、天明8年(1788年)の史料では、右手側は「拝殿」で左手側は「経堂」とされていますが、天保11年(1840年)には、「拝殿」がさらに「拝殿」と「神楽所」とに別れています。このように古い名称を調べ、建物ごとの用途を明らかにしていくことも必要です。

寺院建築では、重要文化財の金胎寺多宝塔について、大正4年(1915)から実施された大規模な解体修理の記録が、京都府行政文書のなかに残っています。それによると、樺や杉などの材は原山の業者から購入していますが、釘などの金物は宇治田原や京都市内で購入しています。伐木の手間は醍醐の人、屋根工事は京都市内の人が請け負っています。このように、広い範囲の職人が、建造物の修理工事に関わっています。また、金胎寺では、寺所有の保安林の立木が、修理に使用されたこともわかりました。

最後に、大工についても見ておきましょう。和東の大工の数は、慶長年間(1596～1614年)には3名でしたが、慶応4年(1868年、明治元年)には、釜塚村4名、白栖村4名、撰原村2名、杣田村・石寺村・別所村が各1名、湯船村2名と、江戸時代を通じて増加していることがわかります。釜塚の4名は、年貢が免除されているので専業と思われますが、他は高持百姓なので、農業と兼業していたようです。

また、大工組織としては、江戸時代中期以降は、木津川の東を意味する川東組に属しており、さらに和東向寄(組)として、主として和東郷内の普請を担っていました。一方、明暦3年(1657年)の正法寺仏殿の造営には法隆寺の大工が参加しているし、明治になると大智寺本堂には滋賀県彦根の大工棟梁が、熊野神社には伊賀上野の大工が加わっているなど、他地域の大工の活動もみられます。

今後、さらに調査を続けて、建造物から見た和東地域の歴史を明らかにしていきたいと考えております。

4 町史編さん室から 令和4年度の事業

古文書の整理 町史編さん室では、令和4年(2022年)1月以降に、撰原の藤井家文書35点、石寺の林家文書27点を整理しました。また、湯船区有文書60点の撮影を行いました。古文書をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。

町外の資料ですが、注目されるものとして、諫早編集委員からの御連絡により、宮内庁が所蔵する「聖武天皇皇子安積親王和束墓勘註」等3点の調査を実施しました。内容は、本号に報告しているとおりです。この史料によって、太鼓山古墳が安積親王和束墓に治定される経緯が、明らかになりました。

事業の見直し 一部の事業の見直しを行い、役場ロビーで実施していたポスター展示と随時発行していました「町史編さんだより」を終了しました。この二つに替えて、「広報れんけい」に、「和束町史編さんだより」として、調査等で明らかになったことを、お知らせする連載を、7月から始めました。内容は、次のとおりです。なお、ホームページにも掲載しております。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 第1回 「わづか」の地名はいつから | 第2回 和束杣山 |
| 第3回 鎌倉・室町時代の和束 | 第4回 14ヶ村で和束郷 |
| 第5回 14ヶ村から4ヶ村へ | 第6回 釜塚・石寺の人形浄瑠璃 |
| 第7回 和束町誕生 | 第8回 和束川の通船計画 |
| 第9回 安積親王墓治定をめぐって | |

編集委員による悉皆調査

新型コロナ禍にともない、一時控えられていた悉皆調査も、復調してきました。上杉委員による景観調査、岸委員による建造物調査、井上委員による仏像絵画等調査などが行われました。

学校写真集発行 町史編さん室では、町史編さん協力員等の協力を得て、西和束、中和束、東和束、湯船の旧4小学校の歴史や思い出を伝える写真集を編集し、刊行に向けて作業を進めております。(3月27日現在)。

人事異動 町史編さん室では、令和4年3月31日付で尾野和弘副室長が退職されました。尾野副室長は、編さん準備段階から尽力いただき、事業の基礎を築かれました。

資料調査報告書 第3号

発行日 令和5年(2023)3月27日
編集 相楽東部広域連合教育委員会
生涯学習課和束町史編さん室
TEL 0774-74-8952 FAX 0774-74-8953
発行 相楽東部広域連合教育委員会
〒619-1205
京都府相楽郡和束町大字中小字平田23-1
TEL 0774-78-4335 FAX 0774-78-4338
ホームページ <https://www.union.sourakutoubu.lg.jp>
印刷 株式会社 昭文社

